

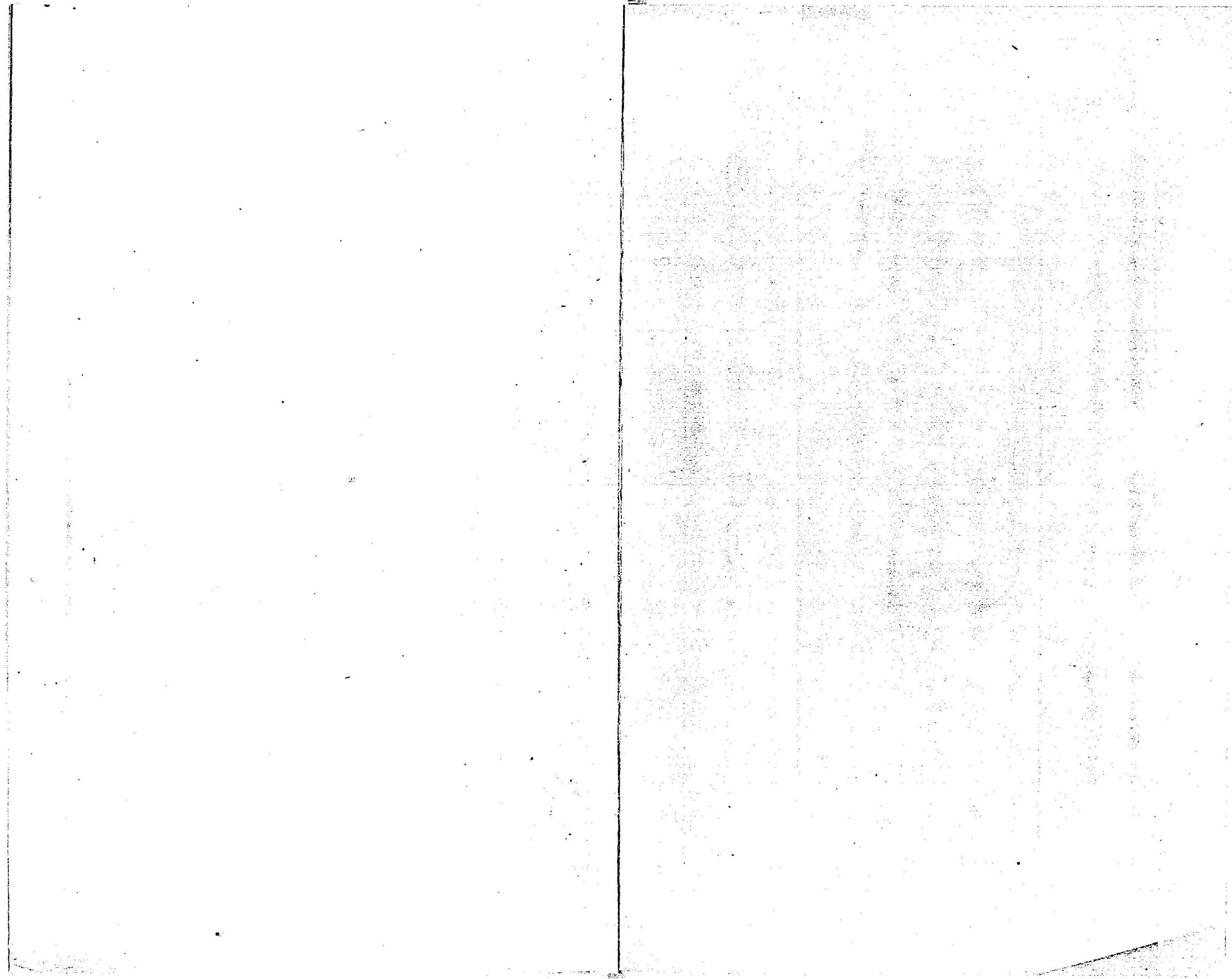
5872

明治十六年九月刊行

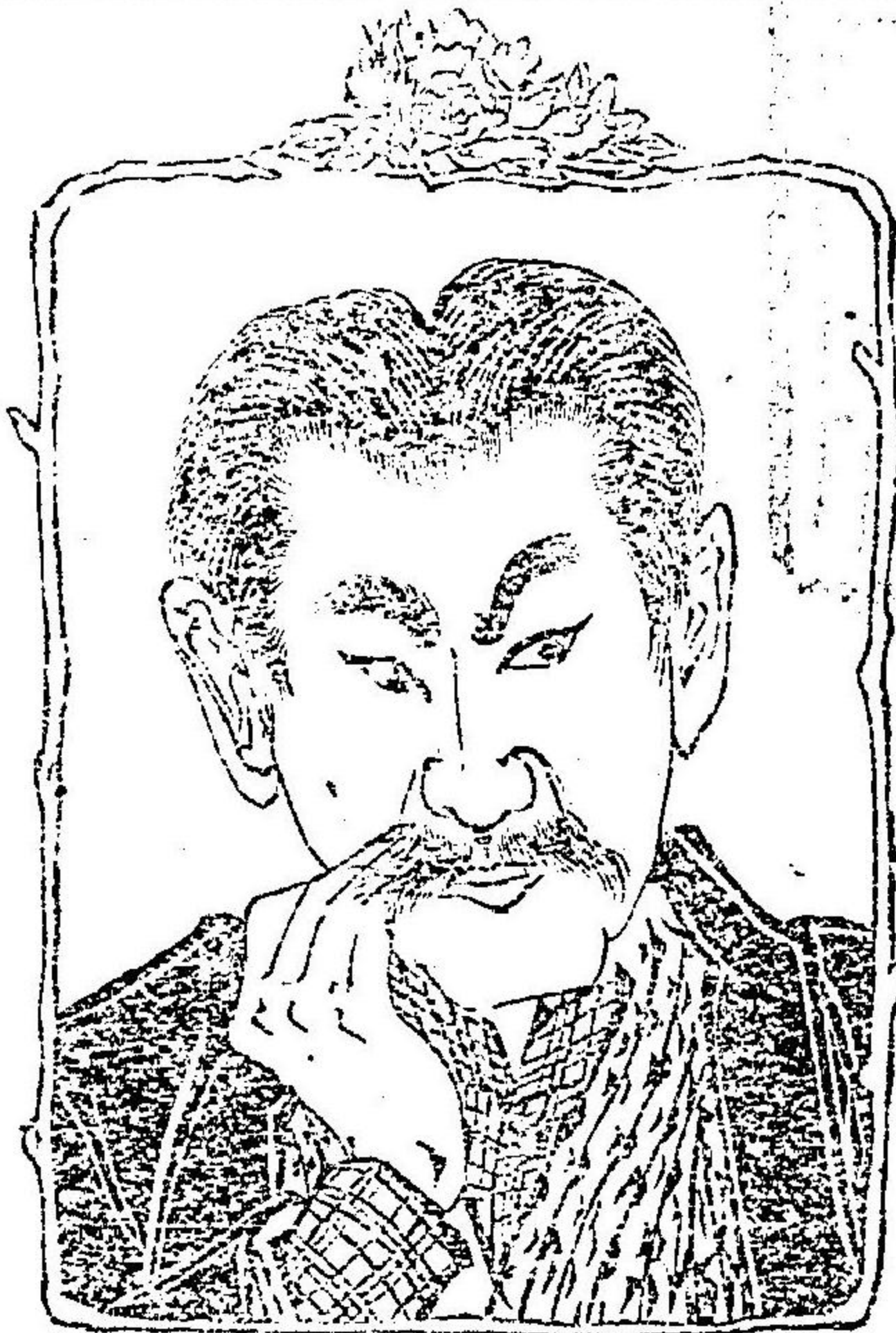
福嶋  
事件  
高等法院裁判言渡書全

寫真省像入

東京 清寶堂



特29  
726



愛澤寧堅



河野廣中



田母野秀顯



澤田清之助



平島松尾



花香恭次郎

福島  
事件 高等法院裁判言渡書

裁判言渡書

福島縣磐城國田村郡三春町平民

被告人 河野廣中  
三十四年三月

同縣同國同郡同町平民

被告人 田母野秀顯  
三十四年三月

同縣同國標葉郡高瀬村士族

被告人 愛澤寧堅  
三十四年六月

同縣岩代國安達郡二本松町士族

被告人 平島松尾  
廿八年十一月

東京府深川區深川伊勢崎町士族  
花香恭法次男

被告人 花香恭次郎

福島縣岩代國安達郡二本松町士族  
被告人 澤田清之助

二十七年二月  
二十一年一月

右被告人等ハ政府を顛覆せんことを相謀りしとの公訴に因り檢察官の意見被告人等の答辨辨護人等の辨論を聽き被告人等の自狀及び証憑書類を基き高等法院裁判長陪席裁判官評議の上判決すると左の如し

判決

右被告人等ハ明治十五年七八月中福島縣福島町無名館に於て政府を顛覆することを目的とし内亂の隱謀を爲したる者と判定す其証憑ハ左に之を明示す

河野廣中の明治十六年一月二十七日若松輕罪裁判所豫審庭に於て明治十五年八月一日福嶋無名館に於て花香愛澤田母野澤田平嶋と誓約せしことを陳述し又

た右誓約文記應の問に對し廣中の自から筆を執り認めし所左の如し

誓約

第一 吾黨ハ自由の公敵たる擅制政府を顛覆して公議政體を建立するを以て任  
となす○第二 吾黨ハ吾黨の目的を達するが爲め生命財産を抛ち恩愛の繫繩を  
斷ち事又隨て一切顧慮する所なかるべし○第三 吾黨ハ吾黨の會議に於て議決  
せる憲法を遵守し俱に同心一軌の勳を爲すべし○第四 吾黨ハ吾黨の志望を達  
せざる間は如何なる艱難又遭遇し又幾年月を経過するも必ず解散せざるべし○  
第五 吾黨員よして吾黨の密事を漏し及び誓詞に背戾する者あるるときと直に自  
刃せしむべし右五條の誓約ハ吾黨の死を以て決行すべきもの也

明治十六年一月廿七日

若松輕罪裁判所に於て認む

河野 廣中 摺印

又九明治十六年四月四日本院豫審庭に於て盟約書中政府を顛覆し云々とあるは

況く萬國を指したる者なり故に日本政府をも包含したれども單に日本政府のみと御認め相成ては盟約書の成りたる素志は違ふ義は候へば此段も中立置き候と陳述せり

平島松尾の明治十六年一月十七日福島警察署に於て汝等六名よて爲したる盟約書第一條我黨の我日本に在りて壓制政府を顛覆するとあり抑壓制政府との現今我日本政府を指したるなるべしとの問に對し現今日本政府と壓制の傾きあり而して盟約第一條の壓制との廣く指したる事ありと答へ又た廣く指したるとの漢として解し難し其傾きありとの蓋し壓制なりと云の意かとの問に對し然り即ち現時の壓制に迫り盟約したるなりと答へ又た然らば壓制政府との現今日本政府を指したるは相違なき乎との問に對し然り現今日本政府を指したるは相違なしと答へたり

又た明治十六年一月二十五日若松輕罪裁判所に於て檢事が汝が被告事件に付明

治十六年一月二日一月三日一月十七日一月廿四日よあつて福嶋警察署及び若松警察署に於ての訊問に對し陳述の相違之れなきかとの問に對し福嶋警察署に於ての調書中兇徒聚衆事件に付ての答の相違の廉もあれども盟約書其他之に關する事の都て毫も相違無之候と答へ右盟約書を閱するに同盟の者汝の外五名は過ぎず如何の方法を以て同志を募る見込ありしやとの問に對し我自由黨員中も右盟約書に連署の外漸次各自の信友中を遊説し加盟せしむる見込は有之且加盟者よの誓詞血判せしむる申し合ありと答へたり

又た明治十六年一月廿五日若松輕罪裁判所豫審廳に於て汝犯罪事件に付明治十六年一月二日同月三日同月十七日福嶋警察署に於ての陳述并に十六年一月廿四日若松警察署に於て陳述したる通り相違之なきやとの問に對し福嶋警察署に於ての陳述調書中兇徒聚衆の事よ付き河野等と協議したりと申立たるの一事の全く無實の申立を致し候盟約其他の事の都て少しも相違無之候と答へたり

花香恭次郎の明治十六年一月十七日福島警察署に於て盟約書の事よ付き本書の  
 専制政府と記載しあるやと聞く如何との問に對し熟考するに壓の專の誤りな  
 り且第二條中目的を達せんが爲の下に恩愛の繋繩を斷ち生命財産を擲つべしと  
 正談あらんとを請ふと答へ専制政府とは明治政府を指したるとは相違なかるべ  
 しとの問に對し尤も然りと答へたり而して恭次郎が筆記せし明治十六年一月十  
 四日付の書面左の如し

盟約

第一條 我黨の我日本國に在り壓制政府を顛覆し真正なる自由政体を確立する  
 とを懸む  
 第二條 我黨は前條の目的を達せんが爲め性命を賭し財産を擲つべ  
 し  
 第三條 我黨は我黨の會議に於て決定したる事件を執行す  
 第四條 我黨  
 員として我黨の密事を漏すものは直に斬る處すべし  
 第五條 我黨以上の目  
 的を遂げざれば幾年月を経るも渝らざるべし  
 右の盟約は我黨の主義精神よし

て則ち之を神明に誓ひ死を以て之を守るものなり未だ記憶を寫し得ず然れとも  
 大凡前書の如く覺へ候

明治十六年一月十四日

花香恭次郎 押印

又た明治十六年二月三日福島輕罪裁判所若松支廳豫審廷に於て明治十六年一月  
 十七日福島警察署に於て申立てたる訊問調書の通りに相違之れなきやとの問に  
 對し相違有之候と答へ相違の箇條一々申立よとの問に對し盟約書の第一條は我  
 日本國より自由の抗敵たるの誤寫第四條直ち斬る處すべしとの直ちよ  
 自刃せしむ可しの誤寫よ之れゆり又調書中明治政府を指すかの答へ尤も然り  
 と之れあるに地球上總ての専制政府を指したるものにて則ち日本政府も其内に  
 之れゆり候と答へ右の外は相違無之かとの問に對し相違無之候と答へ盟約書第  
 一條は政府を轉覆すとの如何との問に對し政府をヒツクリ返すことなりと答  
 へ政府をヒツクリ返すとの謀反するの謂ひかとの問に對し然り如何様にも御名

づけありて然るべしと答へたり

河野廣中の明治十六年五月二日本院の下調廷に於て八月一日夜中相談せし人名が四人ならん他の兩人の結盟したるの何日あるやとの問に對し八月二日より後るゝこと二三日愛澤又一兩日後より平島が結盟したるなりと答へたり

愛澤寧堅の明治十六年一月二十八日若松輕罪裁判所の豫審廷に於て裁判官が平島松尾、花香恭次郎、河野廣中等の申立てたる誓約書を讀み聞せし後ち此三人の申立中何れか汝が記憶する所より近きかとの問に對し河野の申立たるもの稍近きお似たり然れども尙ほ自分の記憶する所と異なるを免かき先づ河野の申立たる者に就き自分の記する所を筆記し撃ぐべし然れ共尙ほ確たる者も非ずと答へ而して被告即ち寧堅の其記憶する所を自筆し差出したるを以て裁判官が此今差出したる汝の記憶する所の者の河野廣中の差出したる者と符節を合する如く小異なきものゝ如し如何との問に對し自分の記憶する所斯の如し然れ共確たる者

よの非ざるなりと答へ又た右誓約を簽したる年月日及び場所共其もせし者の誰かとの問に對し明治十五年八月初旬福島無名館に於て河野廣中に其誓約書を示さき相計らきたるを因り之に加盟す當時河野、花香、田母野、澤田の已に加盟血印し置きたりと陳述せり

花香恭次郎の明治十六年四月三十日本院下調廷に於て平島が八月一日の他行ありしを知る可らず然れ共其草稿を起したるは六七日前即ち七月二十二三日頃より無論其席より列なりしを以て八月一日の他行中あるも結盟を爲すの事情を熟知する者なり否らざれば盟約の調印成立つべきも非ざるなりと陳述し又た八月一日より以前に集會して平島が其席に在りしと云ふかとの問に對し其席に在りしと答へ又た盟約書起草の日の七月何日頃と考ふるやとの問に對し結盟一週間前と覺ゆ故より七月廿二三日なりと答へ又た一周間前と談判したる人員の幾名と考ふるやとの問に對し河野、田母野、澤田、余及び平島なりと答へたり



田母野秀顯は明治十六年二月二十五日若松警察署に於て其方の河野、平島、花香等と非常の盟約を爲したる事有るべしとの問に對し明治十五年七月頃盟約したる事あるに相違なしと答へ又た處何にて爲したるや誰となりしやとの問に對し河野廣中、澤田清之助、花香恭次郎自分合せて四名なりしが其後聞く處によれば平島松尾も加盟したりと云ふと答へ又た此誓約たる死を以てしたるや如何どの問に對し死を以て盟約したるに相違なしと答へ又其條項汝が記憶する處一々申立よとの問に對し克く記憶せざるを以て答ふる能はずと答へ又汝の記憶せざるを以て其盟約を免かきんとする者の如し請求よりて平島松尾が供山並びに筆記きたる盟約書を示す其朗讀を聞き答辨を爲せとの申聞けに對し諾と答へたり茲に於て若松警察署に於て平島松尾が福島警察署にて筆記したる盟約書即ち若松警察署調書の末に附綴せし謄本を示したり其謄本左の如し

盟約書

第一條 吾黨の吾々日本國に在て壓制政府を顛覆し自由の制度を確立する事を務むべし、第二條 吾黨の前條の目的を達する爲めと生死を顧念せず、第三條 吾黨と妻子眷属の係累を絶ち且つ財産を盡却するを顧みず、第四條 吾黨の衆議を以て決するものは斷行すべし、第五條 吾黨中の秘事を漏すもの斬に處すべし右の條々死を以て誓ふ者なり

明治十六年二月十四日夜八時

平島松尾 摺印

茲に於いて汝は前さし記應せざる旨申立しにより朗讀して示したり斯の如く同盟者が自白するを以て見れば汝も相違なきを覺知したるべしとの問に對し自分の記憶せざれども今朝讀を受けて其の盟約書なりと答ふと陳述し又た盟約書第一條に壓制政府を顛覆すると有るが日本政府と指したる者なるやとの問に對し單に日本政府のみならず社會の壓制政府たるは悉皆含蓄したるありと答へたり又た明治十六年六月十八日本院下調廷に於て其の盟約を爲したる時と何れの

頃なるやとの問に對し十五年七月下旬より六名の者が無名館に崩れたる時何の  
 話により起りしり遂に母社會の安寧を企圖するの談話を入り此に盟約の草稿を  
 試み而して八月一日に至りて亦た六名が集り即ち盟約血判せり其の發議の上陳  
 の如く五六日前の事ありしと答へ又た然らば七月下旬に相會せし人名の誰々な  
 るやとの問に對し盟約したる六名なり然を共此の爲めよとて集會せしよ非らず  
 偶然此六名が集合したりしなりと答へ又た其六名との花香恭次郎、平島松尾、河  
 野廣中、愛澤寧堅、澤田清之助並びに田母野秀顯なるかとの問に對し然りと答へ  
 たり、又た此盟約書を澤田清之助が淨書する際、文詞中之簡潔にするが宜し  
 とか何とて其文字に付て同盟者の意見となかりしやとの問に對し大に意見の合  
 ざる所ありて専ら第一二條に付て議論せり即ち第一條は自由の公敵たる壓制政  
 府を顛覆するとある其顛覆の文字の干戈を執て政府を倒すの義にて今自由主義  
 上よての言論又は文章を以て政治の改革を圖るべき者あれば顛覆の文義隱かな

らずと云ひ或の自由の公敵たる壓制政府をと書き來れば顛覆と文字を置かざれ  
 ば文勢甚だ拙かり何ぞ干戈を執るのみ止らんやと云ふ者あり彼是論じたるも  
 終ひよ之を清書するに際し改革と記せしやに思考すを其確と覺せず其清書前よ  
 の政府を顛覆との文字の有りたりと答へたり  
 花香恭次郎の明治十六年三月二日本院豫審廷に於ての答へは政府を顛覆するの  
 二字なり之を起草する時其意味なりしも各調印する時右顛覆の二字を改良  
 せしむるを良とすとの説之れあり其説の顛覆とい唯ヒツクリカヘスと云ふのみ  
 の意味にて面白からず顛覆し尙ほ之を改良すると云ふ味意とする方好しとの謂  
 として右を改良と致したりと今日に至りて考へ付きたりと陳述し又た改良とい  
 顛覆したる後之を改良するの意なるかとの問に對し左様其通り相違無之候と答  
 へたり

平島松尾の明治十六年四月四日本院豫審廷に於て自分於て平生の志す所壓制政

府を改良するに在るを以て彼の第一條も壓制政府を改良云々とありしと記憶致し候得共實の自分於て彼の誓約書の成立つ時より其協議に加らず他行不在中にして爾後廿日計りも後又在て河野廣中より示され同盟したる儀にして誓約書に記載する處の字句等の自分其協議を加らざるを以て猶更今日に於て遺忘致したる儀にして素より改良と書するも顛覆と書するも同意味にして到底改良を要するよりは顛覆せざるべからず顛覆せば改良せざるべからずと陳述せり

澤田清之助は明治十六年五月三十日本院下調廷よ於て明治十五年の七八月中無名館よ於て河野等と血判盟約したる事ありやとの問に對し八月廿日よ於て約束たる事ありと答へ又た其場所の如何との問に對し福島町宇南裏通り二の十五番地にして福島自由新聞の設けある所ありと答へ又今の番地の無名館と稱する所かどの間に對し然り舊名六軒町にて今の宇南通り二と申所なりと答へ又た同席したる人名のどの間に對し余の其の時新聞社の事よて起居忽刺の際なりしを

以て誰々ありとは判然記憶せず田母野、花香、河野の三氏は居たりと覺ゆと答へたり

右に列擧せし證憑中死を以て誓ふ自刃せしむ斬る處す死を以て決行す等の記憶の書取り及び連署の外漸次遊説し加盟血判せしむる申合せなりとの供述、改良を要するよりは顛覆せざるべからず顛覆せば改良せざるべからずとの供述、顛覆し尙ほ之れを改良すると云ふ意味にする方好しとの謂にして右を改良と致したりとの供述、述改良との顛覆したる後之を改良する意かどの間に對し左様と答へ政府をヒツクリ返すと謀反するの謂かとの問に對し然りと答へし等の模様を以て之を證憑の全部に照すよ被告事件と前文よ掲し如く判定すべきの證憑充分なりとす而して被告入等の結盟せし血判の誓約書は既に取消たりと申立つれども相立たず何となれば其取消したるの證憑を以てあり又誓約書記憶の書取よは政府を顛覆するとの文字ありしも誓約書の原書よの添紙を以て改良

の文字を改正し置きたりと申立つれども相立たず何となきバ後の添紙を以て既  
 は血判せし誓約書を改正せしとの申立の相立ざるを以てなり又誓約書記願の  
 書取りに政府を顛覆するの文字あるは言論文章を以てするの顛覆にして暴行を  
 以てするの顛覆非ずと申立れども相立たず何とされバ本件即ち被告事件の顛  
 覆すると云へる事實の上文は掲げし證據は據り暴行を以てするの顛覆なりと判  
 定するに充分なるを以てなり又顛覆との内亂を爲すの目的は止まり内亂即ち暴  
 行を爲すことを陰謀せしことなしと申立つれども相立たず何とされバ誓約書記  
 願の書取りは政府を顛覆しと記載し又死を以て決行すと記載し又政府をヒッ  
 ツリ返すとの謀反する謂うとの問は對し然りと答へたる等も據れば内亂即ち暴  
 行を爲すことを陰謀せしことなしとの不當の陳述なるを以てなり又誓約書記願  
 の書取りは政府を顛覆するの文字あるは外國政府を指したる者として我政府を  
 指したるものよならずと申立れども相立たず何とされバ本件即ち被告事件は云ふ

所の政府は上文は掲げし證據は據り我が政府を指したること明瞭あるを以てな  
 り  
 因て之を法律は照すよ

刑法第二百一十一條は曰く 政府を顛覆し又内邦土を僭竊し其他朝憲を紊亂す  
 る事を目的と爲し内亂を起したる者の左の區別に従つて處斷す

- 一 首魁及び教唆者の死刑に處す、二 群衆の指揮を爲し其他樞要の職務  
 を爲したる者の無期流刑に處し其情輕き者の有期流刑に處す、三 兵器金  
 穀を資給し又之諸般の職務を爲したる者の重禁獄に處し其情輕き者の輕禁  
 獄に處す、四 教唆に乗じて附和隨行し又の指揮を受けて雜役に供したる  
 者二年以上五年以下の輕禁錮に處す

刑法第二百五條は曰く 兵隊を召募し又の兵器金穀を準備し其他内亂の豫  
 備を爲したる者の第二百一十一條の例に照し各一等を減ず、内亂の陰謀を爲し

未だ豫備に至らざる者の各二等を減す

刑法第四百四條は曰く二人以上現に罪を犯したる者之皆正犯と爲し各自其刑を科す

刑法第六十八條は曰く國事ニ關する重罪の刑ハ左の等級ニ照して加減す

- 一 死刑、二 無期流刑、三 有期流刑、四 重禁獄、五 輕禁獄

右の理由なるに因り高等法院は於て被告人河野廣中、田母野秀顯、愛澤寧堅、平島松尾、花香恭次郎、澤田清之輔は對し刑法第二百五條第二項に據り刑法第二百一十一條第一項の例に照し二等を減じ各有期流刑ニ處すべき處原諒すべき情狀ありと以て刑法第八十九條第一項ハ重罪輕罪違註罪を分たす所犯情狀原諒可き者の酌量して本刑を減輕する事を得刑法第九十條に酌量減輕すべき者の本刑ハ一等又ハ二等を減すと爲るハ依り各有期流刑ハ二等を減じ刑法第二十三條輕禁獄六年以上八年以下の範圍内ハ於て河野廣中之輕禁獄七年田母野秀顯、愛澤

寧堅、平島松尾、花香恭次郎、澤田清之助ハ各輕禁獄六年ニ處する者也

明治十六年九月一日東京高等法院は於て檢事渡邊驥檢事竹内維積檢事堀田正

忠檢事澄川拙三立會宣告す

|           |       |      |
|-----------|-------|------|
| 高等法院裁判長   | 判事    | 玉乃世履 |
| 高等法院陪席裁判官 | 元老院議官 | 長岡護美 |
| 高等法院陪席裁判官 | 元老院議官 | 河田景興 |
| 高等法院陪席裁判官 | 元老院議官 | 林友幸  |
| 高等法院陪席裁判官 | 判事    | 岡内重俊 |
| 高等法院陪席裁判官 | 判事    | 關義臣  |
| 高等法院書記    | 大審院書記 | 武久昌孚 |
| 高等法院書記    | 大審院書記 | 竹端道忠 |
| 高等法院書記    | 大審院書記 | 荒木龍兆 |

福島高等法院裁判言渡書 畢

明治十六年九月三日出版御届

同 年 月 日 出 版

定價五錢

編輯兼  
出版人

清水 嘉兵衛

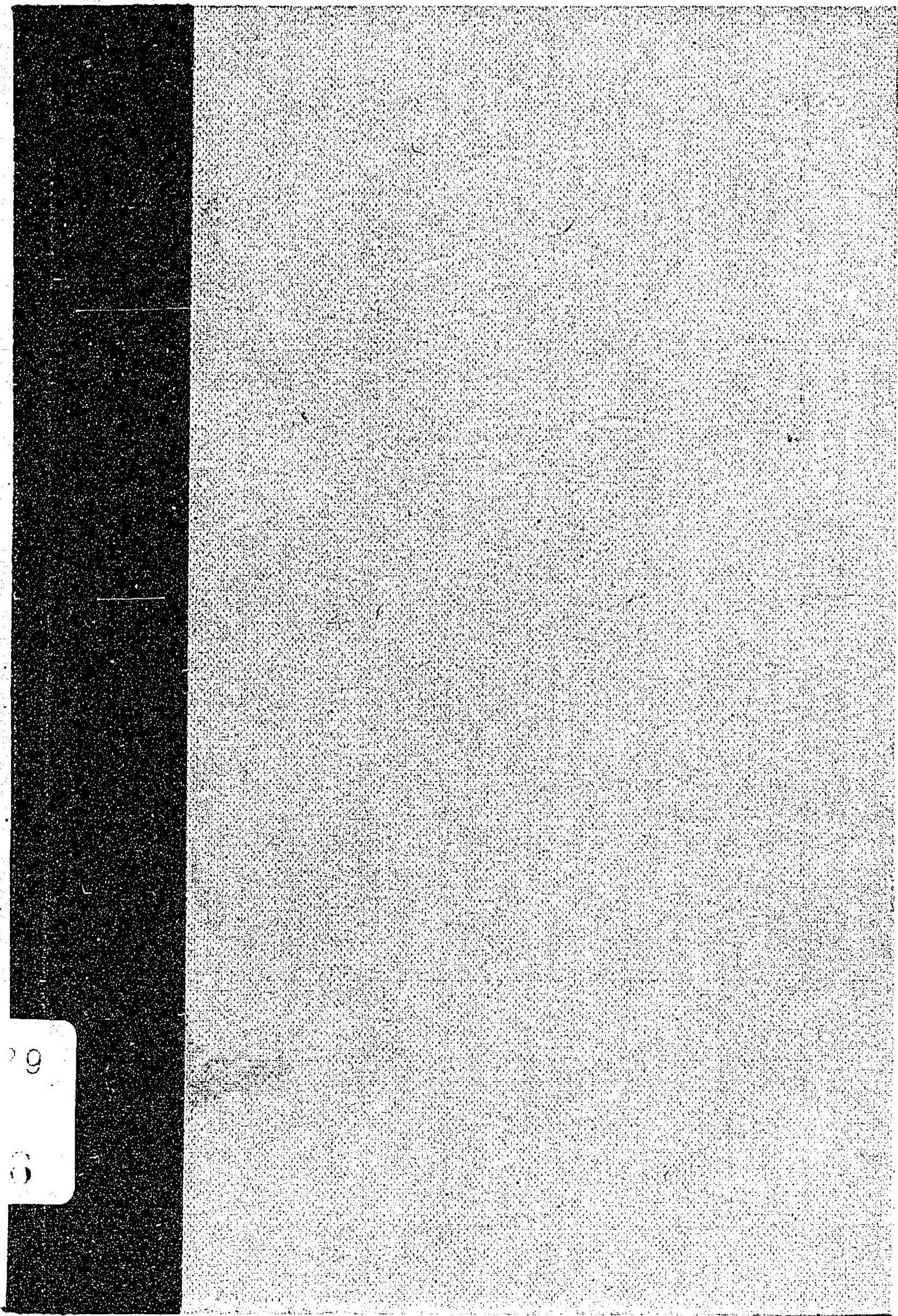
東京神田區鍋町  
二番地

印刷

斯 文 社

東京京橋區宗十郎町  
拾壹番地

5B92



9  
6



58

036503-000-6

特29-726

福島事件高等法院裁判言渡書

清水 嘉兵衛 / 編

M16

BBR-0232



特

72